

## 高根地区第 3 回学校運営協議会会議録

本高根地区第 3 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 5 年 11 月 8 日 (水)
場 所	日高市立高根中学校
出 席 者	柳沢、日野、渡辺、行成、田野、
欠 席 者	阿部、市村、小倉、大澤、松本
審 議 事 項 及び決定事項等	<p>1 校章・校歌の承認について</p> <p>【決定事項等】</p> <p>・校章校歌が承認された。本日が開校記念日となる。</p>
会 議 資 料	<p>1 日高市立高根小中学校 校章・校歌 (案)</p> <p>2 令和 6 年度年間行事予定表</p> <p>3 日高市小中一貫教育カリキュラム (算数・数学科概要)</p> <p>4 高根小学校、高根中学校 令和 5 年度学校自己評価システムシート</p> <p>5 高根中学校引越計画 (案)</p> <p>6 令和 5 年度埼玉県地域学校協働活動実践発表会「実践動画」の配信について</p> <p>7 高根小中学校 (後期課程) 制服について 高根中学校制服の変更について</p>
会 議 の 経 過	<p>1 校章・校歌の承認について</p> <p>三芳：資料 1 について説明。現校章の作成者にも了承を得て一部を引き続き使用している。</p> <p>原：資料 1 について説明。現作詞者にも了承を得ている。</p> <p>議長：異議はないようなので承認。</p> <p>三芳：本日 11 月 8 日を開校記念日とする。</p>

## 2 義務教育学校開校に向けての進捗状況確認について

藤田：資料2、3について説明。

三芳：小中連絡会において、小・中の教員がカリキュラムを作成した。本日の資料は9教科のうち算数・数学のものである

議長：変えた点は？

三芳：小学校から中学校へ、スムーズに接続できるように、小学校の高学年については中学校の教員を活用したり、習熟度別にしたりすることを想定している。

原：大きく変えたところはないが、小中学校の教員が共通に持っているところに意味がある。

日野：中1ギャップへの対応もあるのか。算数・数学は分からないとつらい。

三芳：5年生から二期に入る。中学校に入って計算力が身につけていない子は復習しながら進められるようにしている。

小坂井指導幹：中学校の数学科の教員がすぐに入れるのが義務教育学校のよさである。もうひとつは「ふるさと科」でみなさんの力をかりながら進めていけるのも特色である。

行成：日高塾で子どもたちをみていると、国語力の大切さも感じる。計算力はあるが、応用力に課題がある。そういう力を地域の読み聞かせなどでつけさせてあげるとよい。

三芳：17日の研究発表では小学校が国語、中学校ではコミュニケーション能力を高める取組を発表する。

原：小学校では話す・聞くについて取り組んでいる。文章を読み取ることにはつながらないかもしれないが、実生活にどう活用していくか考える必要がある。

行成：タブレットもよいが、国語力もぜひ伸ばすとよい。

原：いろいろ時間をかけて考える喜びを児童、生徒に味わってほしい。

## 3 学校評価の項目内容の確認について

藤田：資料4について

三芳：ここで項目を変えるのもよいが、過年度との比較はしにくい。

小坂井指導幹：ほかの学校では変えているところもある。

三芳：11月下旬から12月上旬に実施する。教職員が分析し、改善策を示したものを2月の協議会で配布する。

議長：今までと変わったところは？

三芳：項目は変わっていない。「学校運営協議会での評価」を受けて、が追加された。

議長：A+B以外はC、Dだということであれば、取り立ててマイナスの評価をクローズアップする必要はない。項目はこのままでよい。

#### 4 開校式典実行委員会について

三芳：3月頃に校旗返納式を行う。3月末、高根中学校お別れ会、4月8日開校式を行う。その式では開校することを宣言する。ここまでは学校が主体として行う。このあと周年行事としての式典を考えている。実施するか、しないか。日高高校の周年行事は市長が実行委員長だった。実施するならば開校式典を実質運営していく方の選出をお願いしたい。

日野：武蔵台はどうだったか？

三芳：今のところ実施したとは聞いていない。

議長：日にちは開校記念日の11月8日がよいのか。

行成：土曜のほうがよいのか。

小坂井指導幹：開校式は実施したが、開校式典は準備しているのかどうかはつきりとは分からない。記念グッズを何にするか話し合っていた。3月に記念式典という形で校旗返納をしているようだ。

行成：3月に行った方がよいのではないか。

柳沢：急がなくてもよい気がする。開校10周年等も考えられる。

渡辺：今の時点で実行委員長を決める必要はあるのか。開校式が終わったあと、開校式の具合を見て決めるのはどうか。例えば5年目に行うのはどうか。

三芳：準備には1年くらいかかる。

行成：過去をみると、元PTA会長などが委員長を務めていた。

小坂井指導幹：武蔵台小中学校に確認したところ、入学式前に行った30分ほどの開校式以外は特に実施していない

とのことだった。

行成：入学式前の開校式以外はしなくてもよいのではないか。

日野：武蔵台に合わせ市内で統一した方がよい。

渡辺：入学式前に開校式を行うことだけ決定しておいて、そのあと、どのタイミングで周年行事をするか決め、その時委員会を設置すればよい。

三芳：PTAに周年行事のための積立金がある。記念の物品を、周年記念と記載して購入することも考えられる。

原：起点になるものがあるとよい。4月8日の開校式でそれに当たるのであればそれがよい。

議長：4月8日に開校式を行う。記念式典は行わないことに決定。

#### 5 中学校から小学校への物品移動、廃棄作業について

藤田：資料5について説明。

日野：スタートは何時か？

藤田：8時30分からを予定している。

渡辺：全部の日程が8時30分でよいか。

行成：地域のトラックは必要か。

藤田：事故があったときの補償ができない。

行成：震災の寄付のときは地域のトラックを使った。地域に声をかけたほうがよいか。

藤田：短期の保険には入れるか調べてみる。

小坂井指導幹：地域学校協働本部の活動としてはけがの場合は適用されるが、自動車は適用外。人身の事故を考えると公用車のほうがよい。

原：人手が多いのであれば人力の方が効率が良い。

柳沢：リアカーも使えるのではないか。防災用のリアカーが数カ所にあるので出動させることは可能。連絡をもらえれば委員長に連絡できる。

行成：坂があるので気をつけたい。

渡辺：3月23、24日は人手が必要なようなので、PTAにも協力をいただくとよいのではないか。

日野：廃棄物を体育館に運ぶのは？

三芳：3月23、24日。

藤田：体育館まで階段があるのが課題。安全性を鑑みて計画を立てる。12月の作業は中学生も参加する。

行成：小学校のときのように貼り紙があると助かる。

#### 6 令和5年度埼玉県地域学校協働活動実践発表会「実践動画」の配信について

藤田：資料6について説明

小坂井指導幹：環境が整えば、自宅でも見られる。参加希望があれば学校へ連絡をください。12月1日の発表会の様子をまとめたものである。1日に行われる30分間の話し合いに参加される方をお願いしたい。

議長：参加します。

小坂井指導幹：代表として柳沢さんに参加していただき、その他に参加できる方は校長先生と一緒に参加してください。

#### 7 義務教育学校後期課程の制服について

三芳：資料7について説明。制服につけるワッペンが届いたので見てください。新ブレザーの移行期間について説明。

#### 8 その他

日野：高根小に浦和レッズや西武ライオンズがきたらしい

原：両チームから講義を受けた。

会長：他地区では、お助け隊で地域老人の確認を中学生がやっているらしく、高根地区で行うことができないか。

三芳：できないことはない。総合文化部のボランティア班で行うことは可能であるが、見守りを行う際は大人の同行もお願いしたい。

日野：他市で中学生がゴミ出しをする際に安否確認をすることをしているらしい。

行成：高萩の例では、花をもって確認することがあるらしいので連携できないことはないのでは。高麗川団地は民生児童委員の欠員が多いので、是非中学生の力が必要。

## 日高市学校運営協議会規則

### (設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事

### (法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

### (法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

### (組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。